

來の寶物の中に、出石梓一枚とありて、又その一書に、出石槍などある、みな是なり。今もたまたま發掘し、弄石家にもてるものもあつて、形式一樣ならず。また木にて製造るもの、多く杠谷樹を材とす、これを比比良岐乃也、比呂保古といふ。古事記に見えたるを、同傳卷廿七即ち比比羅木之八尋矛の條に、宣長翁いへらく、上代の矛は鋒刃あるものみに非ず、木の限りなるもありし。此比比羅木の矛も然なり。若鋒刃ありて、其柄の比比羅木ならんには、柄の材の名を矛の名に負べき由なきを思へ。續日本紀十八に、梓削といふ工も見え、又古書どもに、鋒字を多く木偏に易へて梓を作るも、木矛の多かりし故と思はる。梓の字には、富許の義はなし、ホコには此方にて用る字なり、さて漢國にても槍、戈などは、刃はなくして、木もて作れるもの也。されば古の木矛は、今の世に捧といふ物の類にぞ有けむ、但し鋒刃のあるも、木の限りなるも、其形はさまざまありと思しくて、廣矛など云、名も見えたり、八尋といふは甚長き由なりと見え、續日本紀卷二大寶二年春正月丙子の條に、造宮職、猷杠谷樹長八尋と見えたるも、杠谷樹の長八尋なるを梓に作りて、猷りしなるべし、長八尋のみあれども、八尋梓根といふを略呼せしならん。又同卷同年夏四月丁未の條に、從七

位下秦忌寸廣庭、猷杠谷樹八尋梓根、遣使者奉于伊勢大神宮と見ゆるなどを思へば、藤原氏專權時代にいたりても、なほ杠谷樹の梓を使用ひしものなるべし。

以上刀劍鋒の上代に見ゆるものより、概略にその一端を述べて、階梯にそなふ。委しき解説は、一朝夕の盡すべきにあらず、これも前回甲冑篇にも、しつる書類圖様に參照して、よく心得べきものとす。

わが國は、太古即ち神代より、刀劍弓箭は、上にもいふが如く、第一の要具なる實際、次下の正史古歌にも見えて、後には尙武のこのわが大道をゆみやとるみちとも、ゆみやの道などいひ、又轉じて弓馬のみちなどいひ、蓋し中古以來の語なり。

まづ弓は、倭名鈔云、弓、四聲宇苑云、弓、所以遣箭之器也と見え、日本書紀神代卷上に、日神本知素戔鳴尊有武健陵物之意、中略、躬帶十握劍、九握劍、八握劍、又背上負鞞、臂著稜威高鞞、手握弓箭、親迎防禦と見え、綏靖天皇紀に、使弓、部稚彥造弓、倭鍛部天津眞浦造眞鹿鏃、矢部作箭、また垂仁天皇紀廿七年八月條に、弓矢及橫刀、納諸神之社、などもあり、續日本紀慶雲元年四月の條に、以信濃國獻弓一千四百張、充太宰府とも見えたり。また萬葉集にも、鳥之鳴吾妻乃國之御軍士乎、喚賜而千盤破人乎、和爲跡、不奉

仕國乎治跡皇子隨任賜者大御身爾太刀取帶之大御手爾弓取持之御軍士乎などもみゆ生弓矢といふ事は上の生太刀といふ條にもかゝりげし如く古事記大國主神の段に見ゆまた古事記に天忍日命天津久米命二人取持天之波士弓手狹天之眞鹿見矢と見えたるを日本書記神代下卷に天忍日命帥天津大來目背負天磐鞞臂着稜威高柄手提天樞弓天羽羽矢及副持八目鳴鏑云々と見えなほ古事記に麻迦古弓天之波波矢といふ稱も見ゆ釋日本紀に私記を引て問此弓矢其體如何答其義未詳但或説云探天香山之樞木造弓故謂之天鹿見弓云々謂羽羽矢者以鳥羽波久矢也などあり猶この弓矢の稱意説々ありまた萬葉集に御執乃梓弓之奈加弭乃音爲奈利とあるミトラシは手にて取らします弓といふ敬語なり又同書に手束弓手爾取持而とあるも只手握といふ意味なりといへり或は九木弓梓弓檀弓槻弓など其材料もて名づくるもの諸書に散見して枚擧の違あらず又此他その裝飾によりて赤漆弓黒漆弓蒔繪弓の類或は重藤とて藤にて弓體をまくものにも種々の名稱あり權卷革卷ありすべて此類は中むかしの軍記物語等に見えて此他數ふるもいと繁多なれば大かた省略に従ふ。

弦は弓に張て箭を遣るものなり倭名鈔云弦説文云弦音與絃同弓弩弦也と見え萬葉集に梓弓末之腹野爾鷹田爲君之弓食之將絶跡念甕屋とあり又日本書記雄略帝條に於婆婆水門合戰而射蝦夷等或踊或伏能避脱箭終不可射是以尾代空禪弓弦於海濱上射死踊者伏者二隊ともみゆこれらにて弦の必要はよく明かなり宇佐由豆留といふ稱あり日本書記神功皇后條に時武内宿禰令三軍悉令椎結因以號令曰各儲弦藏千髮中且佩木刀と見え古事記には令云息長帶日賣命者既崩故無可更戰即絶弓弦欺陽歸服於是其將軍既信詐弭弓藏兵爾自頭髮中採出設弦一云宇佐由豆留更張追擊とあり思ひ合すべしまた都良緒ともいひしは萬葉集に梓弓都良緒取波氣引人者後心乎知人會引とあるにて知らるなほ名稱あれども弓に准知べし。鞆といふものは古くは使用ひしを後世は亡し弓の條に稜威高柄といへるこれなり倭名鈔云鞍將劔切韻云鞍音早和名止毛楊氏漢語抄日本紀在臂避弦貝也毛詩注云裕今案即裕裕之裕也體引矢圖云裕音臂臂鞍以朱韋爲之とあり日本書記應神帝條に初天皇在孕而天神地祇授三韓既產之宍生腕上其形如鞆是肖皇太后爲雄裝之負鞆故釋其名謂譽田天皇上古時俗號鞆また萬葉集云大夫之鞆音爲奈利云々また延喜

有職故實 刀劍鉞及び弓箭

一口副弦二條、征矢五十隻、胡籥一具など見え、續日本紀、延暦十年十月の條、仰東海東山二道諸國、令作征箭三萬四千五百餘具、とある以下、これも諸書に見えてめづらしからず、鞞は倭名鈔云、鞞、釋名云、步人所帶曰鞞、初牙反和名山岐、以箭又其中也、とありて、日本書紀推古帝十一年十一月、皇太子請于天皇、以作大楯及鞞とも、また萬葉集にも大伴之名負鞞帶而ナミオウキオビなどもありて、この鞞も種々の名あり、古事記に天之石鞞あり、日本書紀に帶金鞞ともいへり、また倭名鈔云、箠周禮注、箠音服々名、盛矢器也、唐令用胡籥二字、唐韻云、胡籥胡應、箭室也、とありて、箠、故籥とも通じて使用ひ來たる書類いと多し、さて兩様ともに、種々の名稱をかけていへり。

中古以來は、故實をとふる事、この弓箭ともに甚だ繁多なれど、今は其類は省畧セウリョクきて、多く學術に興オウる由來をむねとして、其概略をかゝり、猶本書に就くべし。

輿 車 其 一

輿といひ、車といふものは、上古時代に於て、これを乗り初めつといふ事、詳かに知るべからねど、字面に見えたる、まづ日本書紀の神武天皇の條三十二年四月の下に、皇輿巡幸とあり、また同紀の、仁天皇の條十五年八月の下に、竹野媛といふ人、葛野にいたりて、自墮輿而死ともあり、また應神天皇御輿、久承の元年七月にいたりて、燒亡せし子細の事、東鑑に見えたるなど、これらは凡そ文飾に出たるかも知るべからず、又當昔の事をいふ文中に、戀輿、或は乘輿などいふ字も所々に見えたり。

車も日本書紀の所々に車輿とつゞけたる文見えたるを、雄略天皇の條五年二月の下に、天皇乃輿皇后上車、歸といふ字見え、また姓氏錄車持公の條に、雄略天皇御世、供進乘輿、仍賜姓車持公とも見えれば、この車の事はたしかにおぼゆ、されど當時始めて車をいとなみ造りしにはあらず、其諸書に參取して、これより以前にありしは明かなり、また日本書紀清寧天皇の條三年正月の下に、億計億計弘計弘計の皇子の君たちを、青蓋車にて迎へ奉るよし見えたる、この青蓋車も亦例の文飾なり、同紀孝德天皇の條

大化三年に、十三階の冠を定めらるゝ其六を黒冠といふもの、大小二階ありて、大黒冠の縁を車形錦といふ織文を以て、つゝむ事見えたるなどを併せ考ふれば、輿車ともに古くありし事なるべけれど、其製作の精粗はもとより、知る事難し、中古このかた天皇陛下は御輿及び腰輿にも乗御し給ひ、その御輿を鳳輦ほうべんといふ事なるを、牛車といふものは勿論もちろん輦べんといふものをも、供御奉る事なし。或云、こは孝徳天皇及び天智また文武などの帝代ごろよりの事ならんといへれど、慥に其始詳かにしがたし。延喜式にいたりて、その製造を記されたり、内匠式にいふ、御輿一具、長一丈四尺、廣三尺一寸、柱高四尺八寸、斗内長三寸、廣三尺二寸、脚高六寸、障子四枚、二枚長五尺、高二尺、一枚高四尺三寸、廣三尺五寸、二枚各高三尺二寸、廣九寸、蓋一枚、長六尺、廣五尺四寸、長桁并梁脚等料、五六寸、桁二枚、壁代并平帖束柱等料、步板二枚、料、簀子二枚、枚、桁并葱花等料、槻十三枚、云々などあり、また腰輿一具、云々、また牛車一具、云々、などつらね挙げたるに、御輿、腰輿等に、みな御の字をつけ、腰車、牛車等には、御の字なきを見て、も供御には輿に限るべき御制度を心得べし。

然るに文武天皇、大寶の令制職員令中の主殿寮の條に、頭一人、掌供御輿輦、轂、笠、蓋、扇、云々事とあるを見れば、なほ供御にも輦あるが如くなれど、こはわが孝徳天皇御代、かの隋唐の制度をまなばせ給ひ、特にこの令制は、唐令に據らせ給ひしかば、すべての文章も名稱も、その實には拘はらず、かのものをそのまゝにうつされたる御事なるが故に、この輿輦の字も、なほ唐令の文のまゝなるを察し奉るべし。さて其大唐六典を始めて、唐書に記載せる所の輦といふもの、即ち本朝の御輿にあたり、輿といふものは、却つて御腰輿にあたるを明らむべし。この意味を以て、御輿を輦とかきしことつねにあり、續人本後記嘉祥三年正月の條に、天皇即登殿、至御籬前、北面而跪、干時寄、鳳輦於殿階、天皇下殿、御輦而出とあるこの鳳輦、また輦もみな御輿の事なり。さればこれより以下の雜史、日記、家乘にも、輿輦、鳳輦、或は鳳御輦、またたゞ輦などしるされて、輿とのみかけるは、却つてまれに見る所となれり、よく心得べし。其雜史、日記の類、こゝに概略要領をつみて、書目を舉むには、まづ扶桑略記、仁和三年十一月の條、村上天皇御記、天徳四年十一月の條、西宮記、朝拜の條、北山抄、大嘗會御禊の條、小右記、長和二年九月の條、江家次第、大嘗會の條などに見えたる所の名稱なり。さて天皇陛下は、至尊にましますから、車には乗御し給はず、その御輿といふもの

は、特に重く用ゐさせ給ひて、至尊の外には、古く皇后宮及び齋王また御敬神の餘り服御（おんぎ）に准せらるゝ御例なりき。皇后宮の御事は、三代實錄の貞觀三年二月の條下に、しるされ、また西宮記皇后行啓の條にも見えたり。齋王の御事は、官曹書類に、古符案の養老五年九月十一日の文を引き、また三代實錄、元慶五年正月の條、また貞觀儀式賀茂祭の條等に見えたり。されば太上天皇の尊貴におはしますすら、御輿を辭し給ひし事、類聚國史の淳和天皇弘仁十四年九月の條に有、司令設御輿及仗衛、太上天皇辭而不受、皇帝再三苦請、太上皇帝固辭、遂騎御馬、無前驅并兵仗とあるを見るべし。和名聚類抄云、四聲字苑云、輿（おんぎ）音餘字或作車、無輪也、在車下與輿相連縛者也、見え、輿（おんぎ）も同抄云、周禮法云、后居宮中、縱容所乘謂之輿（おんぎ）、力展（ちからひら）反天、爲輿輪人挽所行也、と見ゆ、こは本朝にては、宮城門よりのものとす、また腰車ともいふ、輿を腰のほどにあて、手を持そへて引く故に、かくもいへるなり、其用度延喜の内匠式に見えたり。皇太子晴の儀は、輿（おんぎ）車なりし事、文德實錄嘉祥三年三月の條に、皇太子下殿御宜陽殿東庭休處云々、須臾輿輦移御東宮雅院、と見え、延喜儀式釋尊の條に、春宮坊設皇太子座於堂東北、皇太子於東門外輦即入廂門外堂拜先聖先師とも見え、また醍醐天皇御

記、延喜九年二月廿一日、皇太子朝觀の時の文、至清涼殿北檐下輦候息所直曹なども見ゆ。又親王大臣など、特恩を以て許されて、輿（おんぎ）にのらるゝ事あり、されど男は宮城門より、宮門までの間をのる事にして、禁内はのらざりし事、西宮記に委しく見ゆ。至尊の乘御し給ふ所の輿を鳳輦といふは、有職抄云、鳳輦ハ朝觀遷幸等ノ晴ノ時ニ乘御凡行幸ニハ大畧鳳輦ナリ其體金鳳御輿ノ上ニ立ナリ諸社ノ行幸ニハ葱花ヲ用ヒラルレ共春日日吉ノ行幸ニハ鳳輿ナリ嘉禎四年三月廿八日此日初度春日行幸ナリ御輿鳳輦先例ノヨシ光明峯寺ノ日記ニ見エタリとあるにて明かなり。百練抄寛喜元年八月廿五日、御方違行峯也、還御之間、於錦小路大宮邊、御輿鳳落地後、日有沙汰、裝束進怠狀といふ事もみえ、中右記、永久二年八月三日の條に、今夕依欲有行幸、令裝束御輿之處、已鳳輦也、竊詔大夫史盛仲云、如此時、多用葱花、而鳳輦也、如何、大夫史答云、尤可然、仍尋葱花御輿之處、今月下旬、依可有賀茂、八幡行幸、爲修理、於行事所成彩色、仍令裝束鳳輦也、但只取遣葱花許、暫取置鳳形、假居葱花之間、行幸今日延引、來八日可有之由被仰下也、といふ事もあり、又小右記にも、鳳輿は節會及び元三、日行幸に供し、臨時の行幸には、葱花を供する事を記されたり、思ひ合すべし。

風籠に掛網あり、又かづき奉る棒木縦横にいと多く組たがへ、これを肩にのす、又雨天の時、雨皮あまかわをかくるなどの事どもあり、羽林秘抄に、御輿長、打懸雨皮、左右將以弓出、鳳形わづら、出了返給弓於隨身、取雨皮角々ヲ引ヒロゲテ、御輿ノ四方ニ雨皮ノ輪奈ヲ入、件ノ輪奈、近代無之、仍只引覆フバカリ也、次御輿長、懸網ヲ打懸御輿上、右左各一筋、左右將共取網末、結付前陣之昇柄内方、引廻片鑑ニ結フ也、或人云、簀ノ際ヨリマヌグニ引渡シタルハ、見目ノ悪キ事也、簀ヨリ小シ引ノケテ、下ヒロゴリニ結付タル、シタタカニ見ユル也、御輿ノ簀ノ上ヲ引直シテ左右又結付後陣之昇柄、次御輿長、覆傍之雨皮、左右將取件、雨皮之左右、自後引廻之、當御輿前結之、筵二枚、覆上鳳形葱花出之、筵二枚ヲ引違ヘテ、以糸縫之、但近代以長竹針差之、云々此上覆雨皮、但縫目ヲ綻シテ、タチテ鳳形葱花等ヲ出ス也、角正面、各一帖懸之、此上懸赤綱、御輿帳結付之、於御前方者、如帳帷、以赤綱柱結付也、風雨密時、不然、其下輿戸上、以赤綱引廻結之、常休息之時、暮床くらど上御輿上案之、奉仕兩皮之時、平敷之上案御輿、蓋雨皮爲易奉仕也、なども見ゆ、また御雨皮針長七寸、廣三分、下厚一分、可指敷筵之針也、長五寸、廣厚同前、廻雨皮針、可指簀下之時、用此針、出鳳綻一尺四五寸、闊也、乳緒アリ、小緒ヲ付ク、廻雨皮、長五尺五寸、十二幅、色同上、淺黄色なる事上にいへり、横一丈五尺八寸、乳緒ニ小緒ヲ付ク、懸網蘇芳如御輿綱、寸法可尋、腰綱同之、或私記云、二丈五尺云々、宗行卿記也、これらにて、御風籠の概略を心得、さて本文に就て、その原書の前後の文意を味ひなどせば、大かた明かに察知せられん、またこの御風籠の眞物は、こゝの上野公園内なる、帝室博物館歴史部に、宮内省の御出品として陳列せられたれば、容易にこれを拜觀し得らるべし、それこれ考へ合せられむとを望む。

上條の文中に略すまじへたる葱花籠もなほ供御のものなる事、風籠につゞける上文にて明かならん、蓋し鳳の形、御輿の屋上にとゞまれるを風籠といふが如く、この華籠も屋上に葱の花の形いはゆる寶珠といふものに似たるをよけるその形容によりて此名稱ありと心得べし、西宮記八省行幸の條に、神事之時、供奉人不着靴、不稱警蹕、無鈴奏、御華籠、即位朝拜、御風籠、大嘗會同之と見えたり、また有職抄に云、葱花ハ神事ノ時之ヲ用ヒラル、即位ノ由ノ奉幣ノ行幸、必葱花ヲ用ヒラル、大内裏ノ時ハ、建禮門ニ行幸アリテ行ハル、後三條院治曆四年、建禮門ナキニヨリテ、神祇官ニテ山ノ奉幣ヲ立テラル、然リシヨリ流例トナリテ、神祇官ニ行幸ナルナリ、又神事ニアラズ、尋

常ノ行幸ニモ、粗ボ例アリ、春日、日吉ノ外、諸社ノ行幸勿論、葱花ナリ、其體葱花ノ形ヲ金ニテ打チテ、御輿ノ上ニ居ルナリ、永久二年十一月十四日、八幡行幸、葱花同月十八日、加茂行幸、同ク葱腰ニ乗御アリ、と見え、この他、李部王記、天曆、蔚年正月八日、御齋會の時、小右記、長和五年六月二日の條、長秋記、大治四年四月廿五日の條等に、みな葱花に乘御のよし見えたり。

また、供御の御腰輿あり、貞觀儀式、御禊行幸條に云、左右近衛府、左右各騎陣十人、步陣十人、腰輿在其間、菅蓋、紫蓋、次之と見ゆ、また、延喜内匠式に、製造の事をあげて、御腰輿一具、桁長一丈四尺、廣二尺九寸、脚高五寸、桁脚料、簀子二枚、平帖束柱料、步板一枚、鳥居高欄料、檜樺一材と見えたり。また、名和類聚抄云、腰輿、唐令云、行障六具、分左右夾車、其次腰輿、和名太古之とあり、有職抄に云、腰輿、大嘗會御禊行幸、太政官ヨリ、河原ノ頓宮マデハ、鳳輦ニテ、御膳ノ幄ヨリ、腰輿ニ乗御ス、此外、宮中ノ間ニテ、御方達ノ行幸、或ハ火事地震ナドノ俄ノ行幸ニ、乗御アリト見エ侍ルナリ。○御方達腰輿、文治二年十一月十六日、雨降、御方達トシテ、近衛府廳屋ヘ行幸、官廳輿ヲ儲ク、然ルニ源大納言通親、甚雨ノ間、然ルベカラザル、山下知ヲ加フ、依テ更ニ鳳輦ヲ儲ク、凡甚雨ノ日、腰輿ヲ用

フル例ナシト云フ。○内裏焼亡、永久二年八月三日、大炊ノ内裏焼亡、主上腰輿ニ駕シテ、院御所ニ遷御、同四年八月十七日、内裏焼亡、主上腰輿ニ乗御シテ、院御所に遷御。○地震、元暦二年七月九日、午上刻、大地震アリ、天下ノ諸人家ヲ離レテ外ニ出ル、主上腰輿ニ駕シテ、中島ニ遷御。○大衆蜂起、安元三年四月十四日、或記ニ云、山ノ騷動ニヨリテ、大衆下落スベシト云ヒ、仍テ主上去夜ヨリ、腰輿ニ駕シテ、院御所ニ渡御ト云フ。など見えたるを以て心得べし、なほ諸家乗日記類にも多くみゆれど、大かたは省略す。永正年間行事行官賢注進に、

注進 腰輿御修理之事

- 御蓋 代一百文 四方手崎金物釣柄朽損之間可鐵伏歟
- 葱花 代三百文 金薄以漆置之
- 雨皮 代三百文 生平絹雨面水色長八尺歟六幅
- 纒網疊 代八百文 錦 四方二重縁
- 東京錦御茵 代二貫五百文
- 加良美緋組 代一貫文

油單並張筵 代八百文

木丸總藥四方アリニ 代八百文

金物所々 代三貫文 櫛并地盤折金物等

柱 四本 代五貫文 木口金物アリ失ハズ黒染雨儀ニ被用之

吳床 代一貫文 檻木柱八本鐵金物アリ差綱等

物塗 代三貫八百文 折中分

表裏筵 代三百文

已上十八貫八百文

役張可被用古物之間不注申

右爲折中注進如件

永正十二對六月日 行事官左史生宗岡行賢上

これらの注進品目を見ても其概略を知るべし特に此御腰輿といふものも帝室博物館歴史部に陳列せられたればこれらの本文に参照してよく心得らるべし
至尊にましまさずして臣下及び僧綱などの乗るに屋形輿あり玉海治承四年六月

二口都移しの條に、入道相國鴛屋形輿といふ事見え、同治承四年六月十四日、高屋形輿、借用大納言也、輿昇十二人といふ事も見ゆ、また西宮記御佛名の條に、昌泰元年御導師依老耄肩輿參と見え、平定家朝臣記、康平四年九月、平等院御塔供養の條に、導師前大僧正明尊、乘肩輿云々、此他にも一二書に見え、たれど、上の屋形輿及び肩輿とも、其製作方詳かならず、○手輿といふあり、大鏡に、道長公山へ戒壇にのぼらせ給ひける程こそ、入道殿は見え奉らせ給はざりけれ、御自からは、本意なくかたはら痛しとおぼしなりけり、座主のたごしにのりて、かいささせてのぼり給ひけると見え、中右記、天永二年二月、院令參詣八幡給、於廊前門下、令乘手輿、御駕輿、丁昇之とあり、台記、久壽二年八月の條、玉海治承四年十二月の條などにも、手輿見ゆ、以下の家乗にも屢見え、たれども、さのみはとて省略す。○四方輿は、蛙抄に云、四方輿、間事、上皇攝關、大臣以下、公卿、僧綱等、遠所之時、乘用之、直衣、衣冠、淨衣、狩衣、時皆乘之、棟之體、眞俗相替、俗ハ庵形、僧ハ如兩肩、其外無差異、表張綱代、背地黄の文小八葉也、下張白紙、四方ニ懸、籠例、青籠、革緒也、力者一手昇之、着白直垂、眞俗同也、二手ト號スル六人也、前後各三人昇之、三人之内、中央ハ如常、懸綱於肩昇之、其左右兩人は、只取長柄也、前後共同之、遠所ノ時ハ、

二手モ三手モ可召具也。一手ノ外ハ、只興ノ前後ニ走行也。俗僧同之。長途之間、相替昇之。と見ゆ。また門室有職抄云興下事、四方興ハ、自傍下乘、左右任意。若自傍無便ハ、自前可下之。四方興ノ籠ヲハ、前へ一面揚之。三面ハ人相過之時下ス。有煩故也云々。とも見えたり。此四方興ハ諸記録、家乗の類に多く出たり。之を省く。○綱代興、棟立興後愚味記に云、永和三年八月廿九日、若宮御方渡御申刻許、三品主上御母儀爲御迎來臨用、綱代興、力者六人昇之懸下籠也。下籠三人、直垂重大帷具之可爲車敷、如何不得意事也。と見え、建内記、永享三年三月室町殿、今日渡御一條大宮素玉房庵室也、自彼庵御乘移、綱代興云々。また康富記嘉吉二年八月廿二日、畠山左衛門督入道管領職出仕始の時、綱代興に乗り、騎馬十人召連る事見えたり。○袖興あり、滿濟准后記、正長二年三月の條に、聖護院准后袖興に乗ること見え、また自からも、院參に着、袈裟乘袖興よし見えたり。○張興あり、山槐記に治承四年五月、高倉宮乘張藍摺之興よし見え、吉記にも、元暦二年五月、大夫判官義經相具前内府乘張藍摺興などみゆ。又海人藻芥に、四方興、僧俗皆用之。手興、腰興、是者或社中用之。張興、僧俗一向内々時用之。駕柄興、是者田舎等用之。當時板興ト云モノナリとある。簡短に能く解きたり。○片庇四方興あり、日吉社

室町殿參詣記に、應永九年九月十一日、室町殿准三后從一位前左大臣征夷大將軍源義濟公、辰上刻御片庇ヲ出ス。四方興、御狩衣直衣と見ゆ。○塗興あり、鎌倉年中行事に、正月廿九日、雪下今宮へ御參詣、直ニ瀬戸ノ三島大明神へ御社參、御先ニ御劔云々。公方襟御興、赤漆御單物也。又、滿濟准后記に、正長二年九月廿二日、室町殿御下向云々。管領已下大名主人塗興、馬騎濟々供奉ともあり。常照愚草に云、ぬりこしの御免の事、三職不及、御免其外國持并大名など、乗つけられ候、家々代替の時、御免を申され候なり。入道は不及、御免山候へども、いかに候や、赤漆にもこき赤うるし、くり色など次第有之事也ともあり。○籠興あり、太平記主上御没落笠置事の條に、俄ノ事ニテ、綱代興ヲニナカリケレバ、張興ノアヤシゲナルニ云々。先一宮中務卿親王云々、實尊都合六十人、其所從眷屬共ニ至ルマデハ、計ルニ不遑、或ハ籠興ニ被召、或ハ傳馬ニ乘ラレテ、白晝ニ京都へ入り、給ヒケレバ、とあるを按へば、今もいふかごとといふ物に近き製作ならん。鹿苑院殿嚴島詣記にも、康應元年三月十一日、御社ふし拜ませ給ひて、御前の濱の鳥居のほとりより、かごにて御船にうつらせ給へり。とも見えたる。即ちかごとのみもあるを以て明なるべし。○乗物といふは、其もと興及び車などを始め、すべて

人ののるべき物、即ち總稱していひしが如きも、後には上のかご輿の類を稱するものとなりしなり、平家物語判官都落の段に十餘人の女房たちをば住吉浦に捨置たりければ、云々、住吉の神官これを憐れみて、乗物どもをしたて、皆京へぞ送りたる。とあるは、いかなる物にか、天正年間以來屢この名稱をかける、畠山記、或は清正記、大友興廢記、見聞雜錄、慶長見聞記、大阪軍記以下の物に見ゆる、みなかごの類なる事論なし。またこの類を荷かかひ輿か擔かぎ輿ともいふ、又山乗物といふものも見ゆ、大阪軍記に、將軍御一騎にて、歩行者廿人ばかり、ばら／＼に御供なり云々、暫有て本多佐渡守、山乗物にのり、かぶとばかり着し、澁帷子着て、澁團扇にて、蠅を拂ひながら、罷通り候、是は御供と見えたり。とある、山中を通行すべきが爲、手軽く製造せしものにや、さらば今もいふ、山かごといふ物に近かるべし。猶輿この類あれども、要を摘むのみ。

以上輿といふべきものに屬する物の、大略部類なり、此類の參攷書のくはしきものは、樂翁君の事とりてかゝしめられたる輿車圖考あり、又武家名目抄の輿馬部など、近年故實叢書に收めて尤も見安し、こゝにいふも大かたそれらに據る。

唐車 車の中にてても、大なるものにて、その飾りもしたたかなり、飾抄にいふ、太上天

皇、また攝政、及び關白を始め、無上之人のるべきよし見ゆ、永治元年十月、大嘗會御禊に、乗唐車、供奉若宮、御行始、天治二八廿五、若宮渡御二條殿、御車等、遠江守宗章朝臣調献唐御車、以青色糸付房籠等皆青色也とあり、又、九條家注文に、唐御車、上蓋檳榔、廂并腰總檳榔立板外緑色同内押綾畫唐畫綠錦補外緑色物見、落入外御籠形内押綾繪綠錦と見ゆ、此文中に落入とあるは、物見の板の下におとし入るなり、上る時は懸金あり、落入にあらぬには蟹甲あり、また檳榔とは蒲葵の葉なり、御籠編系紫七緒綠錦如檳榔御籠裏綾紫こゝに如檳榔御籠とは、蘇芳にて染めたるなり、小籠四枚、蘇芳編系同四緒綠裏錦綾同、長各二尺、金物外、金開戸皆黃金物、下張白色紙散薄、御座京莖綠纒綱裏皆絹、上廂結細御下籠蘇芳浮線綾以色々糸縫、唐草小鳥、筒貫素尻金物、上に七緒、四緒などあるは、籠の縁の編系七筋、或は四筋あるをいふ、また筒貫とは、帳などにもありて下すだれのきぬを縫ひつくるに眞に用る木なり、鞆總或無之綱、白妙常或打交唐綾、在綱志部、打ませとは、下濃すそ又は匂におに染めたる綾を、三つ打にしたるなり、雨皮張莖。

此唐車の實物、いま皇室博物館歴史部に、かの御鳳登御腰輿などともに、宮内省の

御出品として陳列せられたれば、其くはしきさまは、實物に就て心得らるべし。

糸毛車、延喜、彈正式に云、凡内親王、三位已上内命婦、及更衣已上、並聽乘いとまが絲茸有庇之車、并着緋牛鞆。と見え、西宮記にも、絲毛式部卿依一分召、參着乘庇糸毛車、また天曆四年十月廿一日、皇太子入桂芳坊、中略太子與母御乘牛車、廂差糸毛車有職抄云、糸毛此車ニハ、院后宮、東宮、内親王、女御代、攝政、關白之ヲ用フ、又式部卿一分召ニヨリテ省ニ向フ時、庇差ノ糸毛ノ車ニ乗ルト云フ、久壽元年十月四日、東宮鳥羽ノ南殿ヨリ、同ク田中殿ニ行啓、先例禪閣ニアル貞信公ノ青糸毛ヲ召ス、今度院ニ青糸毛ヲ用ヒラルト云々、件車、故待賢門院中宮トシテ、常ニ出入ノ時、白川院ウツシ造ラル、由古記ニ見エタリ、土御門大納言曰、貞信公ノ青糸毛、執柄家ノ秘藏ノ間、白川院造リ給フカト云々、貞信公ノ青糸毛車輿、寸法如例、檳榔、轅輪、同前以上金銅ノ金物アリ、前後庇、青キ總アリ、上葺、青キ糸網、附絹糸毛ノ上ニ、金銅ノ窠文ヲ付ル、其間ニ唐草ノ文ヲ付ク、簾、面青シ、薄青ノ糸ヲ以テ、竹ニ卷キテ之ヲ編ム、練糸ナリ、孔雀ノ丸ノ文ヲ繡フ、線ハ薄青ノ倭錦、棟縷ノ平紐、堀物ノ金物アリ、裏青平絹金物アリ、或記ニハ、蒔木打ト記セリ、下籠、青未濃、有文ノ紗繡アリ、長一丈五尺、鞆、平皮ヲ帖ム、其上朱ヌリ、杏葉十六、臥蝶十八、革崎

六、胸掛、同前杏葉五、臥蝶五、革崎、面懸、同前杏葉五、革崎、六、楊、鶴足金物、總角組四ノ角ニ之ヲ掛クル、總アリ、面青地錦、緣四方ニ伏セ組アリ、唐和五年八月廿七日、東宮立太子ノ後、初テ行啓ニ、貞信公ノ青糸毛ノ車ヲ用ヒラル、知足院ノ關白、時ニ左大臣ニテ之ヲ進スト云々。

雨眉車、蛙抄云、雨眉車、或雨字作尼非也、網代庇車、同物云々、又古車圖ノ内ニ、有雨眉車代庇、有雨眉檳榔庇、所詮通兩物之號、歟、可尋、と見えたり、また太政大臣用之攝政、依事用之ともあり。

雨眉とは、唐車のやかたの如きを云なり、雨まゆのあじろの車と、雨眉網代庇車とは、べちなり、雨眉檳榔庇はもとより別なり、されど大にかはる事はあらず、網代のやかたを、檳榔毛もてふきたるのみなり。

有職抄云、雨眉網代庇車、或記ニ、執柄并太政大臣之ニ乗ル、他ノ大臣之ヲ用ヒズト云ヘリ、其様、屋形ノ上白キ網代、同色ノ文有リ、鞆繪、庇ノ上白キ網代、文ナシ、四ノ角ニ打金物アリ、袖、同ク白キ網代、漆繪ヲ以テ大鞆ヲカク、物見ノ下、例ノ網代、小柄袖ノ内、立連子有リ、朱ノ細キメンアリ、其下例ノ連子庇ニ、朱ノ垂木ヲ掛ル、瑞ノ金物ナシ、瑞ニ

黄土ヲヌル、廂ト物見トノ間ニ、内外ニ横連子アリ、朱ノ細メンアリ、角毎ニ打金物アリ、物見ノ板、外ニハ簾綵色、内ニハ遠山霞鶴ナドヲ畫ク、立板、小葵ノ綾ヲ張テ、四季ノ畫ヲカク、左ノ前春、同後秋、右ノ前夏、同後冬、唐綾上緒草崎ヲ入レズ、下張、白色ノ紙箔アリ、簾、青組ノ糸五緒一ツ文、藍草ノ縁文小鞆、裏ノ縁ハ青キ唐綾、上緒草崎ヲ入レズ、上緒とは、すだれの縁に、小さきかはあり、それに穴あり、すだれ巻く時、其かはの穴に、ひぢかねかけてとむる也、草崎いれずとは、其草のさきに金もの無きをいふ、物見ノ簾、編糸、并ニ裏縁等前ノ如シ、青地錦ノ縁、小文二枚、別組掛緒、二品アリ、蠶、大文ノ高麗縁重筵、下簾、青末濃、鞆、緒總、鞆、榻、黃金物、

檳榔庇車、蛙抄云、檳榔庇車、親王、執政、太政大臣用之、(東帶時乘之、直衣始時、青簾同下簾乘之、用、鞆、鞆、○桃華藥葉云、檳榔庇、太閤之時乘之、此車知足院長承頃而廻、意巧、令造給眉ハ常眉ノ角ノ入タル也、凡家ハ、太政大臣之時、或用之、眉輕唐棟故、是ヲモ號、尼眉云々、○有職抄云、檳榔庇、太上天皇、攝政、關白、大臣、親王等之ヲ用フ、嘉禎三年三月廿六日、近衛前關白兵仗之拜賀ニ、檳榔ノ庇車ニ乗ル、其體上檳榔庇同檳榔總アリ、袖ノ上ノ連子、唐花ヲ畫ク、物見ニ半部アリ、蘇芳簾同下簾將軍家ニ、永享九年十月廿一日、行幸

ノ日ニ依テ、普廣院將軍ノ時、左大臣ニテ行幸以前ニ、先ツ參内之時、檳榔毛ノ庇車ヲ用ヒラル、天承元年十一月九日、知足院攝政、兵仗ヲ賜フ後、初テ參内ニ、檳榔ノ庇ヲ用フ、青キ簾同青キ下簾ノヨシ見エタリ、治承四年二月十一日、故攝政ノ二郎若宮元服ニ、月輪右大臣ニテ檳榔毛ノ庇車ニ乗テ、彼亭ニ向ハル、文治三年二月朔日、月輪攝政内府ヲ相伴テ院參、攝政庇ノ車、内府半部ノ車ニ乗ル、

諸家ニハ、納言ノ大將、關白ノ許シヲ受ケテ、庇ノ車ニ乗ルコト、保延六年十二月九日、久我右大臣、大將ノ直衣始ニ、法性寺關白ノ許ニヨリテ、始テ半部ノ車ニ乗ルヨシ見エタリ、貞和四年十一月十日、中園相國ノ拜賀ニ、檳榔毛ノ車ヲ用フ、

網代廂車、蛙抄云、親王、攝政、大臣、各用之、又上皇内々時、用之、歟、○有職抄云、院、皇太子、攝關、大臣、親王之ヲ用フ、又半部ナド、云フ車アリ、網代ノ庇ノ類ナリ、院御乘用例、大治二年三月十九日、白川新造ノ御堂供養、兩院御幸庇ノ車御同車ト云々、大治四年正月廿九日、兩院加茂社ニ御幸、庇車御同車云々、仁安元年十月、憲仁親王立太子ノ日、上皇御幸、庇車ニ乘御、女院、嘉禎二年四月十七日、應司院、准后、入内、庇ノ車ヲ用ヒラル、將軍家ニハ、康暦二年正月廿日、鹿苑院、准后、大將ノ直衣始ニ、網代庇ノ車ヲ用ヒラル、嘉慶

三年正月二日、同准后參内始ニ、網代ノ車ヲ用ヒラル、永享二年十一月九日、普廣院將軍、大將ノ直衣始網代ノ庇ノ車ヲ用ヒラル、攝家ハ、治承三年三月三日、宇治ノ一切經會ニ、松殿關白ノ網代ヲ用フ、文治三年十一月廿三日、高倉院第二皇子着袴ニ、月輪攝政腰結ヒトシテ參内ノ時、庇ノ車ヲ用フ、嘉禎四年正月廿六日、圓明寺任大將ノ召仰ノ時、猪隈太閤庇ノ車ヲ用フ、治承三年三月十五日、執柄ノ北政所、平野社ニ參詣、上白ノ網代ノ車ヲ用ヒシナリ、諸家ニハ、久壽二年四月五日、東北院十種供養ノ日、宇治左府庇ノ車、子息兼長、師長、半部ノ車ヲ用フ、治承三年三月三日、宇治一切經會ニ、花山院太政大臣、上白ノ網代ニ駕ス、貞和五年正月廿九日、院御幸始、中園相國網代車ヲ用フルナリ。

此車は前にいふ、雨眉のひさし車にかはる事甚た少しと心得べし。

半部車、九條家注文ニ云、納言大將半部車網代、棟ノ上物見ノ上下例網代也、文如恒、半部ノ上白網代無文、裏小格子如例、袖白網代以漆畫文、或記云、半部ノ上例網代云々、女房乗用之時者、不懸物見、籠鈎物見、板男乗用之時者、物見板下へ落入テ、懸小籠也、物見板外ニハ、籠ヲ彩色、内ニハ、畫遠山霞鶴等、下ニ落入ノ様ニ、構ノ内ニ、構懸金懸之立板、

(小葵綾ヲ張テ畫四季繪、左ノ前春、同後秋、右ノ前夏、同後冬、赤地錦、綠上下四角並其間有平金銅金物、外金物、並開戸金物等、黑赤銅散物、内金物並雨皮付、有栗形、籠懸半部、角等金物銅黃金物下張、白紙色有薄、籠青編糸五緒、一ハ藍草綠文、小鞆繪、裏ノ綠ハ奇唐綾裏、綠ハ青唐綾、上緒不入、革崎、物見籠、編糸並裏綠等、如先青錦綠小文、一方ニ二枚ニ別懸緒二筋、組疊、京廷大文高麗綠、下籠、青末濃如例、鞆、散物金物、黑赤銅網代並八葉之時、猶用此榻、當家如此、)○有職抄云、半部車、院攝政、親王、大臣、大將、之ヲ用フル也、但納言ノ大將ハ、差別アリ、其體、或記ニ、網代、棟ノ上物見ノ上下例ノ網代也、文鞆繪、半部ノ上、白キ網代、文ナシ、裏ハ小格子、或記ニ、例ノ網代ト云々、袖ハ白キ網代、漆ヲ以テ文ヲ畫ク、物見ノ板、立板、下張籠、物見ノ籠、疊、鞆、榻等、網代ノ庇ノ如シ、半部上ノ金物、並ニ雨皮付栗形アリ、籠懸半部等ノ金物銅黃、嘉禎四年三月十二日、光明峯寺關白記曰、今日左大將、初テ半部ノ車ニ乗ル、件車左大臣以前ニヨリテ、外ノ金物ヲ打タス、家ノ流也、故入道殿余等如此、袖ノ白網代ノ上、漆ヲ以テ牡丹ヲ畫ク、代々家ノ例也、法性寺殿、或ハ袖椿ノ予ヲ用ヒ給フ、予故攝政右府等、此說ヲ用フト云々、將軍家乗用例元曆元年十二月九日、鎌倉右大將賴朝、先日院ヨリ賜ハル、半部ノ車ニ駕シ、院參ス、攝關

安元二年三月五日、月輪殿關白御賀ノ後日、參内ニ右大臣ニテ半蒔ノ車ヲ用フ、治承三年十一月十三日、童女御覽ニ月輪右大臣ニテ半蒔車ヲ用フ。○明月記云、寛喜元年十一月廿五日、相國直衣始、半蒔車輛繪、小八葉之種、五ヲ袖ニ如五目被置、切物見車也、棟如唐棟。

これはじとみの異制なり。

檳榔毛車、西宮記云、檳榔毛、太上皇以下、四位已上通用、非參議不立榻、近時無乘用之人。又云、上皇乘御車、檳榔、前朱雀院初出大内之時、乘金飾檳榔。○蛙抄云、檳榔車、毛車是也。親王、大臣、納言、參議、散二三位、皆用之、(古者僧綱乘之、女房又乘之、賀茂祭女使、並入内出車等、納言、參議、皆獻之、車副、牛童、雨皮持等如例、親王以下、束帶直衣共乘之。○有職抄云、毛車、太上天皇以下、四位以上、通用、非參議ハ榻ヲ立テザル由、西宮抄ニ見エタリ、但太上天皇四位以上之ヲ川フトイヘ、鹿、半蒔、物見籠以下ニ付テ、各差別アル也、檳榔ナキ時ハ、菅ヲ用フル説アリ、其様、籬蕪芳、綠、浮線綾、下籬、蕪芳末濃、(鞆、連着革鞆、疊、(縹細端、榻、大臣、黃金物、大將、散物、納言以下、黒漆ノ金物、但執柄家之納言、散物、大臣、黃金物、永治元年十月、御禊女御代、金作ノ檳榔、例ノ檳榔ニ金物ヲ用フルナリ、青籬紫ノ下籬、連

着之鞆、自餘常ノ如シ、文明八年、將軍家新調車、當家ヨリ注進セシムル目錄、檳榔毛車、箱物見ナシ、蓋戸アリ、前後ニ高欄アリ、棟ノ表袖ノ表、左右各檳榔ヲ掛ク、(腰篋アリ、籬(濃蕪芳、紫ノ編糸、錦綠裏綠紫ノ唐綾、七緒アリ、大臣以下、大將以上ノ差別ナシ)、疊、(縹細緣引掛、筵アリ、前後同シ)、鞆、(平畝榻、親王、大臣、黃金物、納言、參議、黒金物、(造繩、白布之ヲ打ツニ、長ク打チテ、二重ニトリテ、中央ニ付クル、別ノ緒ニテ、牛ノ鼻ニ之ヲ付ル)、將軍家ニハ、建久元年十二月二日、鎌倉右大將賴朝、直衣始、參内ニ、檳榔毛車ヲ用ヒラル、建武元年十一月十九日、等持院將軍、參議拜賀ニ、檳榔毛車ヲ用ヒラル、文明十八年七月廿九日、常徳院將軍、大將拜賀ニ、新調ノ檳榔毛ノ車ヲ用ヒラル、又應永十四年七月十九日、勝定院將軍、大將拜賀ニ、檳榔毛ノ車ヲ用ヒラル、康暦三年正月七日、鹿苑院准后、一位ノ大將ニテ、節會參勤ノ時、此車ヲ用ヒラル、諸家ニハ、康治二年九月八日、齋宮群行ノ日、宇治左府大納言ノ大將ニテ、檳榔毛ノ車ニ乗ル、仁平三年閏十二月廿七日、中納言ノ中將兼長拜賀ニ、檳榔毛ノ車ヲ用フ、建保四年七月廿四日、京極黃門季御讀經ノ結願ニ、毛車ヲ用ヒ、曆應四年正月朔日、中院大納言參内ニ、毛車ヲ用フ。文車、九條家注文ニ云、侍從、中少將時召之云々、○蛙抄云、殿上人、網代車、(俗號之文車、四

位、五位、中將及侍從、外衛督、佐等用之、依年齡之老壯、有差、老者白繪也、少者平文也、箱如八葉、但壯年人ハ、袖格子三重襷、如菱、軒格子、常ノ體ニテ、三重襷、非菱也、老年人ハ、併如八葉格子、網代、壯年人、棟表並物見上下、袖表等例ノ網代也、老年人、物見所ト、有大八葉、其外又如平文、物見板、壯年人ハ、外方紺青地、一枚別扇各一本、有四季繪、扇一枚、別ニ有日形、爲見物之蟹甲、左右前後同也、内方遠山霞、飛鶴等畫之、老年人ハ、黒染以胡粉畫扇、(蠟扇打替)以是老年之文車、號白畫車、歟云々、○有職抄云、四位五位ノ人用ルヲナリ、其鉢網代ニ色々繪文ヲ畫クト見エタリ、或圖ニ網代屋形ノ上ハ、霞、物ハ岩ニ松、袖ノ透文ハ桐ノ立枝、物見ノ戸ノ文ハ、ツブ桐地ハ紺青ヲヌル、籠五緒ハ、淺黄革總角ハ、紅ノ糸ニテ之ヲ結ブ、此腰板ニハ、左右ニ春秋ノ心ヲ色々カク也ト云々、久安三年四月廿日、台記云、中將兼長朝臣、正四位下ノ拜賀ナリ、中將車去年ハ常ノ網代ヲ用フ、今日始テ檜網代ヲ用フ、文同シ、同年十月廿六日、同記ニ師長昇殿ノ時、網代ノ車、其文岩小鳥ト云々、文安元年十一月廿二日、大染金剛院記云、頭中將公網朝臣、貫首ノ拜ニ來、文車ヲ用フト云々、寶徳三年六月廿六日、將軍初度ノ院參、供奉殿上人顯言朝臣、忠富朝臣、永繼朝臣、以上文車ニ乗ル、長祿二年正月十六日、公繼卿大納言、并ニ前驅殿上人教國

朝臣、公胤朝臣、文車ニ乗ル。

網代車、九條家注文に云、網代車、任相國之後、乘之大概不違、尋常大臣車、但物見上有横連子、網代、白網代、以漆畫蝶、物見紺青地、白蝶丸、蟹甲立物見、内押綾如先、縁錦同、御簾、五緒編總村濃、無革、前金物藍革、遠文三蝶、引手組四筋長如先、棟通如普通。

蟹甲とは、内の方に障子の引手の如きもの也、其金の尻をうしろにて留る、其うへに丸き金物を打つ也、かたち似たれば斯く名づく、引手組とは、物見の籠にかくる組緒なり、如先とは、此注文文車の次に、此車を出すによりて也。

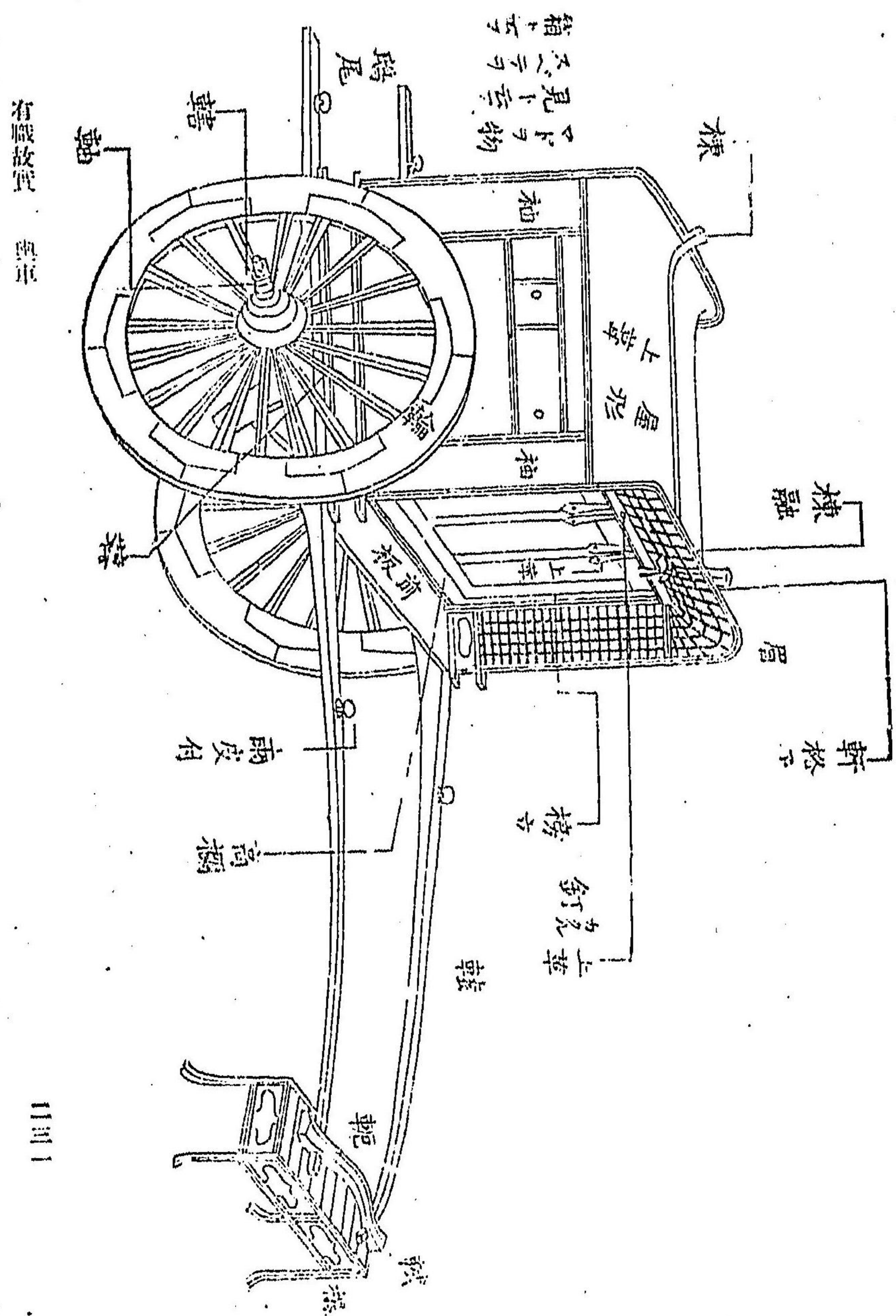
下張、白色紙散白籐、御坐如先々御榻、金物塗籠、網代袖牡丹蝶上并立板、大八葉已上染網代、御簾、編糸村濃藍革如常、裏如常、物見立板黒塗、金物如常、外金物大臣以下不打云々、下張、白色紙散白籐、御坐如常、御榻金散物也云々、○有職抄云、網代土御門大納言抄曰、網代ニ庇ヲサシ、或ハ連子アリ、或ハ物見ニ籠ヲ掛ルハ、攝政、關白、大臣、大將之ニ乗ルト云々、今接スルニ、此外上白同前也、又網代ニ庇連子等ナキハ、納言以下用フベキ也、仁平元年二月十六日、隆長元服、網代ノ車ヲ用フ、網代ノ文、石千鳥龜、物見ノ繪、千鳥籠革青、今度新造ノ由、父左府ノ記ニ見エタリ、攝關、承安五年四月廿七日、今日良通侍

從拜賀ニ網代ノ車ヲ用フ、嘉禎四年四月十一日、一音院關白元服ノ日參内ニ、網代ノ車ヲ用フ、諸家、建保四年七月、京極黃門季御讀經之日、網代ノ車ヲ用フ、曆應三年八月廿二日、右府師尹ノ息元服ニ、中院大納言通冬、彼亭ニ向フ、網代ノ車ニ乘ル、貞和六年正月朔日、院ノ御承ニ、東宮大夫實夏、網代ノ車ヲ用ル也。

八葉車、傍抄云、八葉、有大小、大八葉、五緒長物見、極位人、大臣乘之、而近代多乘用不可然、賀茂祭日辨已下車、保元二四十二、御禊權右中辨惟方、五位藏人、左衛門權佐、車不切物見、仁安三四十五、右少辨重方、車小八葉、外記史無物見、保元四四十一、頭右中辨雅教朝臣軍八葉、物見如例、赤鞆、黑牛云云、○有職抄云、八葉、土御門大納言抄云、大八葉、五緒長物見ハ、極位ノ人大臣之ニ乘ル、然ルニ近代多ク乘用ス、不可然事也ト云々、或抄云、院ノ御車也云々、又、賤官外記史等ノ輩モ、小八葉ヲ用ル也、但下輩ハ物見ヲ切ラザル也、院、建保四年四月十四日、賀茂祭院密々御物見、八葉車ニ乘御、貞永二年七月十七日、上皇、太政入道、川東ノ水閣御幸、八葉ニ乘御、貞和二年十二月廿日、新院初テ八葉ニ乘御、攝家、正和三年閏三月九日、光明照院下院參ニ、大八葉ノ車ヲ用フ、同四年二月十四日、

東宮初テ蹴鞠ノ時、關白八葉ノ車ヲ用ヒシナリ、永享十年二月日、後福照院吉田社ノ參詣ニ、八葉ノ車ヲ用フ、寶德四年三月四日、將軍家花頂花遊覽ノ時、大染金剛八葉ノ車ヲ用フ、長祿二年六月十一日、將軍家着陣ノ習禮ニ、大染金剛院八葉ノ車ヲ用フ、將軍家、建久元年十一月八日、鎗倉右大將賴朝、上洛ノ後初テ參内ノ時、網代ノ大八葉ノ車ヲ用ヒラル、嘉禎四年二月廿三日、七條將軍上洛ノ後初テ參内ニ、八葉ノ車ヲ用ヒラル、嘉曆三年正月十三日、鹿苑院准后ノ時、一位大將ニテ、恒例參内始ニ、此車ヲ用ヒラル、永享三年十二月十一日、普廣院將軍、于時一位大將ニテ、新造ノ室町亭ニ移徙ノ時、此車ヲ用ヒラレシ也、文安六年三月十一日、普廣院將軍、新造ノ亭移徙ニ、八葉ノ車ヲ用ヒラル、諸家、貞和二年十一月九日、風雅集竟宴ノ時、中園和國前左大臣ニテ、八葉ノ長物見ノ車ヲ用フ、物見ヲ開テ藍草ノ五緒ノ小籠ヲカクル、内方ニ掛ル也、同三年二月晦日、上皇天龍寺ニ臨幸ノ日、同相國八葉ノ車ヲ用ヒシ也、嘉吉三年四月廿六日、洞院右大將ノ拜賀ニ、八葉ノ車ヲ用フ、寶德二年七月五日、將軍家直衣始參内ノ供奉ニ、花山院中納言、八葉ヲ用フ、但網代ニ非ズト云々、同時三條中納言侍從、宰相等、八葉ノ車ヲ用フ。

女房の乗る車に出衣とて、車の下すだれの下より、つまと袖とを出す事、そのをりの風流として、大に行はれしなり、其いだし方、雅亮装束抄に委しく見えたり、諸家乗及び、増鏡の文永三年卯月の蓮華王院供養の條に、女院の御車に、平准后も参り給ふ、人だまひ三輛は綿いれたる五衣なり、五車のしりに仕ふまつられたる、上臈だつ人のにやあはせの五衣の表着、袖口いださる、とあるなどを見て心得べし。又わらは装束をも出す事あり、これも雅亮装束抄にまづ童むかひて二人乗たれば、これは、誠の童女の着たる装束を其まゝ出すにて、出し衣とは異なり、はしの方の片袴を、有ん限り引出し、其袴の上にかさみの尻のすそを童の後より引出して、表を裏に中をりにして、袴のすそに、二寸ばかりなどたらさで、引下げて、又ならべてかさみの前一つを引出して、袴の上にならぶるなり、云々。とある、大略は知らるべし、



車の名ところを次に擧ぐべし、○屋形車蓋延喜式内匠寮式云、牛車一具、屋形長八尺高三尺四寸、廣三尺二寸、同彈正式云、市人不得以白綾、夾纈等爲車屋形、裏と見え、和名類聚抄云、車蓋轆附、大藏禮云、車蓋俗車屋形、夜加太二十八轆、以象列星也、野王案、轆音老。蓋上椽也、○上葺飾抄云、毛車條云、葺青系押金窠文、また桃華葉唐鹿車條云、上葺(檜榔毛)毛車ニ限リテ云フ、葺ハナリ、○箱、辨典、和名類聚抄云、辨唐韻云、辨音餅、車箱也、漢語抄云、車箱、車乃度古一名車輿、また大永鹿車注文に、箱(無物見)有、登戸、○鹿延喜彈正式云、系葺有、鹿車、飾抄云、綱代有、鹿車ノ前後物見上へ指出タル鹿ヲ云フ、○半葺飾抄云、保延二三四、大殿春日詣、直衣冠、檜榔(有半葺鹿)半葺ハ、家ノ如ク物見ニ別ニ鹿有ルヲ云フ、○眉大鏡云、某物覺えて、不思議なりし事は、三條院大嘗會御禊の出家、太皇太后より被奉事ありしや、大宮の一の車の口の眉に、香囊(カサカサ)かけられて空たきものたかれたりしかば、二條の大路のほど、煙り満ちたりし様こそ、目出たく今にさばかりのもの又なし云々、こは車の前後の屋形をいふ、棟とも云、雨眉は、唐弓を伏せたるよつ形、櫛形のやうなるは常なり、○棟融、園大曆云、貞和四年五月廿八日、彈正少弼公與朝臣車、棟融不付之、蛙抄文車條云、棟融、是角總事也、壯年紅系、老年白系、各前方棟木

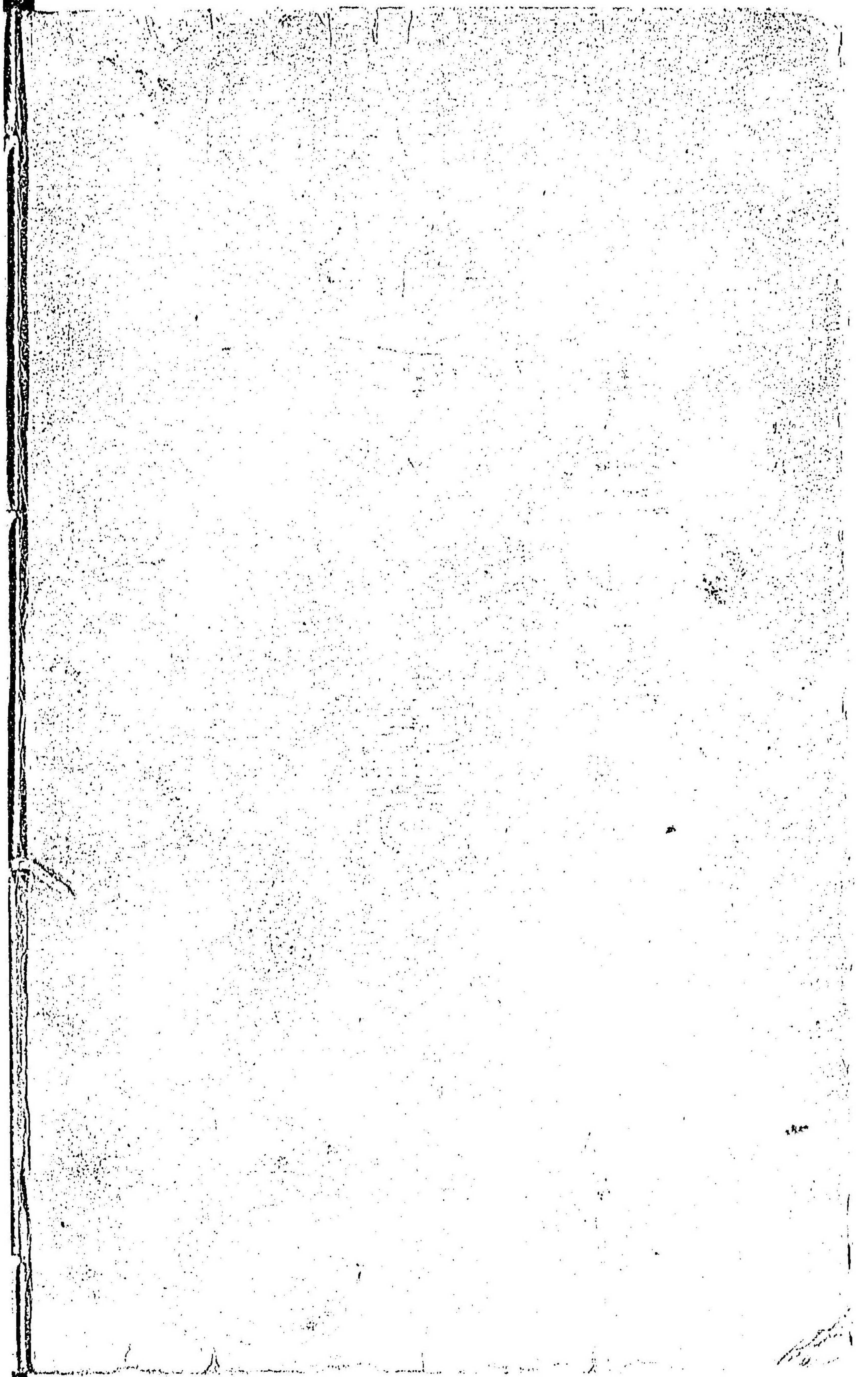
ノ下ニ附ク、融ハ通ノ義ナリ、車ノ前ノ中央ニアゲマキヲ附ルヲ云フ、○棟、蛙抄、檜榔車條云、棟表袖表、左右各覆檜榔、中内方及左右、各有格子、屋ノ棟ノ事、屋形ノ上ニ前後ヘトホリシ木也、○袖飾抄云、近衛使少將顯家朝臣、車前袖云々、後袖云々、蛙抄、袖表云々、同裏云々、車ノ口左右ニアル者也、袖ノ表、又前袖後袖ナドモ見ユ、○軒格子、袖格子、蛙抄、文車條云、壯年ハ袖格子三重襷、如菱軒格子常ノ體ニテ、三重非菱也、軒格子、袖格子、車ノ内方、棟左右格子有リ、○物見板、飾抄、綱代條云、物見懸簾、室町家車注文云、物見ノ落シ入、外ニハ簾ノ方ヲ置ク、蛙抄、綱代車條云、物見上、細所無文、中下立板、内方黒漆、(左右に窓の如きを物見と云、落入とは、其窓の戸の如きものを、下へ落し入る様に構へし也、物見の下を下立板と云、物見と軒の間を、細き所と記せり、○長物見、オカモノミ切物見、台記云、保延二年十月廿二日、着布衣、參鳥羽、長物見車、門室有職抄云、大八葉切物見、此襲儀也、前ヨリ後ノ袖マデナルヲ、長物見トイフ、半ホドナルヲ切物見ト云フ、○開戸、登戸、台記云、仁平三年九月十日、先是開戸、忠光卿記云、於門前乘車、小雜色、自右方立榻、信盛開籠、登戸、毛車ニ云フ所ナリ、○軾、和名類聚抄云、軾(軾附)說文云、音式、和名車乃度之岐美、車前也、四聲字苑云、軾(之忍反)車後橫木也、權記云、寛弘八年三月廿七日、以榻立軾

前云々○傍建ホソタテ、梓シロ、玉海云、養和元年十二月五日、凡上下方共有市餘、爲結附車於梓立也。承久記云、實朝細太刀ノ手形ニ入リタルヲ知ラセ給ハデ、打折ラセ給ヒヌ。車の前後の口の左右に、立たる木にして、そのなかばのほど外手に屬ける所に、手形あるものをいふ。○前板マエイタ、踏板、台記云、仁平元年八月十一日、税駕暫安、輓於榻上、乘車籠諸卿皆來、後立榻前板下、卷車籠云々。車の口にある板なるからに、踏板ともいふ。○高欄カウラン、蛙抄云、檣、擲車箱無物見、有開戸、前後有高欄、車によりて前板の内に高欄あり、高欄なき板もあり、前後の内にある木などといふなり。○輓カキ、和名類聚抄云、輓、唐韻云、輓、張流反、車輓也、輓、音圓、和名奈加江、俗在前謂輓、在後謂之鷓尾、或云小輓、車輓也。○雨皮アメカシ、附桃華藥葉、廂車條云、金物、雨皮附散物也、輓に金物有りて、雨皮のつまの緒をゆひ留るなり、これに栗形といふあり。○輓カキ、和名類聚抄云、輓、釋名輓、音厄、久比岐、所以扼牛頭也、玉海云、建久四年四月廿日、加茂詣於中立榻置頸木、○鷓尾トビノビ、富尾、成通卿口傳云、輓のうち、にや落つらんと覺えしかば、とみの尾の方より走りくゞり越えて、庭へ出してき、清少納言杭草紙云、わすれにし人の車のとびの尾に、半臂ウデの緒引かけつゝ、かりにて居たりし、經俊卿云、寛元四年二月十六日、次於門外、稅御牛差廻富尾、入門内寄中門妻戸、

○軸シロカミ、延喜内匠式云、牛車一具、(中略)軸木一枚、和名類聚抄云、軸、說文云、軸、直六反、和名與古加美、持輪者也。明月記云、建曆三年七月十三日、内侍遲參之由、度々催適參入、新藏人車其軸廣不入門之間、忽以鉏切破門、候をたて之由、召使語之。○輪、延喜内匠式云、牛車一具、(中略)輪料櫟廿八枚、和名類聚抄云、輪、輓附野王案、輪、音倫、和名、和重脚、所以轉進也、四聲字苑云、輓、文兩反、漢語抄云、於保和、一云輪牙、車輪郭曲木也。○輻ハシ、延喜内匠式云、牛車一具、(中略)輻料櫟九十七枚、和名類聚抄云、輻、老子經云、古車有三十輻、音福、和名夜、以象月數也。○轂カ、和名類聚抄云、轂、說文云、轂、古祿反、漢語抄云、車之古之岐、俗云筒、輻所添也。大鏡云、御車よりいそぎありつゝ、皆々參給ひし、大臣二人は、左右の御車のとらあさへて立たせ給へり。○輓カキ、和名類聚抄云、輓、野王案、輓、音割、和名久佐比、軸端銕也。○輓カキ、唐韻、和名類聚抄云、輓、唐韻云、輓、音博、車下索也、釋名云、輓、今案、和名度古之波利、在車下、與輓相連縛者也、車の輪を放すも、此とこしばりを解きて、輓と輪とを放すなり。明月記云、文曆二年十一月廿六日、兵部少輔經俊車欲融、少將雅繼車傍少將牛童押塞、懸寄車三條、築垣車筒懸、經俊車輪責融、間、輓、剪車放輪落袖又破云々。○釘カギ、延喜内匠式云、牛車一具、(中略)和名類聚抄云、說文云、釘、古紅反、又古頭反、和名車乃加利毛、轂

口鉞也。○氈ニ和名類聚抄云野王案氈ニ諸延反和名加毛毛爲席也。○榻ニ蛙抄云榻間事黃金物ハ大臣必用之何ノ車モ相通但半蒨車或散物散物金爲ハ納言大將用之半蒨綱代八葉皆同之散金物ト云ハ黑銅白文也黑金物は納言大將毛車ノ時用之當家例也其外大中納言已下三位已上相通用之黑金物トハ鐵ノナマシ金物也殿上人以下一切不用之其役人院中五位殿上人三中抄說也近代四位院司例存之歟。○籠ニ蛙抄云軍籠間事蘇芳籠唐車糸毛車等用之其籠竹ヲフシカネニ濃ク染メ緋ノ糸ヲ以テ編メル也赤地錦ノ縁ヲ押ス七緒表縁紫綾或白縁七之中左右ノ端ト中央兩所ト付籠其間三ヶ所不付籠崎有金物青籠綱代庇兩眉半蒨八葉綱代車等用之其籠例ノ翠籠ノ如ク青竹也常ノ翠籠ハ緋糸ニテ編メルヲ此籠ハ依車編絲相替ル八葉ハ線糸綱代ハ村濃編糸小八葉組編緒也藍草遠文ノ縁裏縁白綾天臣及大將ハ五緒大中納言以下四緒此外有上草云々大かたかくの如し。

有職故實終



62
404

早稻田大學三十九年度

教育科第二學年講義錄

有職故實

小杉 榎邨 述

310562-000-0

62-404

有職故實

小杉 榎邨 述